

II. 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

1 私費外国人留学生学習奨励費給付制度

(1) 私費外国人留学生対象

a. 応募資格と給付内容

給付対象	給付対象学年	応募資格			給付内容	給付期間	募集期間 又は 応募締切	募集人数	
		重複受給・ 限度額	再応募	その他					
博士課程 修士課程 研究生(大学院レベル)	4～	可 6.5万円未満/月	可	<ul style="list-style-type: none"> ・大学または学校の推薦を受けること。 ・「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でないこと。 ・受給する年度の必要な成績基準を満たすこと。 ・仕送りが平均月額90,000円以下であること・在日している扶養者の年収が500万円未満であること。 ・年齢制限、日本での在籍校の指定及び日本での専攻分野の指定はなし。 	6.5万円/月	1年 (4月～3月)	3月下旬～ 5月上旬 在籍大学又は学校 により異なる	3,470	
大学学部 短期大学 留学生別科		可 4.8万円未満/月			4.8万円/月			8,300	
高等専門学校									
専修学校専門課程 準備教育課程									

b. 申請方法

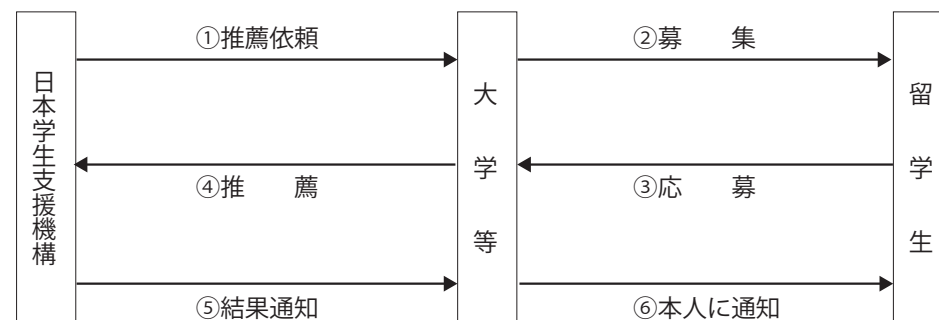
在籍する大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、または文部科学大臣が指定する準備教育課程（以下「大学等」という）を通じて行います（①、②）。応募者は、申請書類（大学等の窓口にあります）を作成の上、在籍する大学等に提出し（③）、大学等から日本学生支援機構への推薦を受けてください（④）。応募の締切日などの詳細は、大学等に問い合わせてください。

なお、日本留学試験（EJU）受験時に申し込む「予約制度」も利用できます。詳しくは日本学生支援機構のホームページ（www.jasso.go.jp/ryugaku/）で確認してください。

c. 結果通知

採用・不採用の結果は、日本学生支援機構での選考が終わって（⑤）から、在籍する大学等を通じてお知らせします（⑥）。

応募から結果通知までの流れは次の通りです。



(2) 日本語教育機関就学生対象

独立行政法人日本学生支援機構では、財団法人日本語教育振興協会を通じ、日本語教育機関に在籍する就学生を対象とした学習奨励費の給付事業を実施しています。

a. 応募資格と給付内容

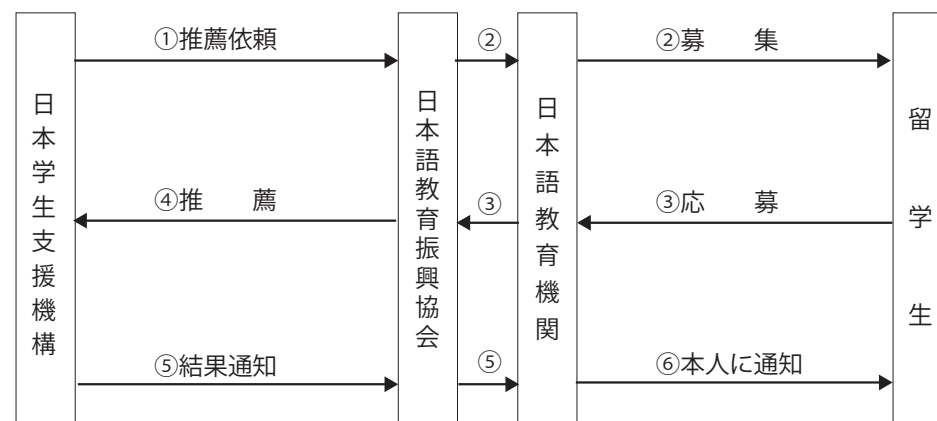
給付対象	応募資格		給付内容	給付期間	募集期間	募集人数
	重複受給可否・限度額	その他				
日本語教育機関	可 4.8万円未満/月	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学」の在留資格を有する者 ・日本語教育機関の推薦を受けること ・年齢制限・出身国・出身地域指定なし 	4.8万円/月	1年（4月～3月）	4月中旬～5月上旬 在籍機関により異なる	700

b. 申請方法

在籍する日本語教育機関を通じて行います（①、②）。応募者は、申請書類（日本語教育機関の窓口にあります）を作成の上、あなたが在籍する日本語教育機関に提出し（③）、日本語教育機関から推薦を受けてください（④）。なお、応募の締切日などの詳細は、日本語教育機関にお問い合わせください。

c. 結果通知

採用・不採用の結果は、日本学生支援機構での選考が終わって（⑤）から、在籍する日本語教育機関を通じてお知らせします（⑥）。



2 留学生交流支援制度（短期受入れ）奨学金

日本の大学が、諸外国の大学との学生交流に関する協定等に基づいて、留学生を海外の大学に在籍させたまま3か月以上1年以内受け入れる際、その学生に対し奨学金を支給します。

a. 応募資格と支給内容

応募者の資格及び条件	対象国・地域	奨学金内容		支給期間	平成20年度 募集人数
		月額	その他		
①海外の大学及び大学院の正規の課程に在籍する者 ②大学間交流協定等に基づき我が国の大学が受入れを許可する者 ③学業成績が優秀で、人物等に優れている者 ④留学の目的及び計画が明確で、日本への短期留学による効果が期待できる者 ⑤経済的理由により自費での留学が困難な者 ⑥留学期間終了後、在籍大学に戻り、学業を継続する者又は在籍大学の学位を取得する者 ⑦日本留学にあたり「留学」の在留資格取得が確実な者 ⑧過去に本制度を利用したことのない者、もしくは本制度を利用して留学したことがある場合、その留学期間終了後3年以上経過した者	日本と国交のある国。(申請時に日本国籍を持つ者は対象とならない。)	80,000円	留学準備金： 80,000円 *渡日時に1回限り	3か月以上 12か月以内	1,800

b. 申請方法及び推薦締切日

日本学生支援機構は、平成21年1月8日までに日本の各大学より提出された年間計画書①に基づき、奨学金等支給割当人数を決定②します。日本の大学は、奨学金等支給割当人数の枠内で、各締切日までに候補者を推薦⑤し、日本学生支援機構が採用者を決定します。

候補者の選考基準及び締切日は各大学により異なりますので、奨学金への申請を希望する学生は、各大学に詳細を問い合わせてください。

日本の受入れ大学が、留学希望者を日本学生支援機構に推薦するための推薦締切日は、次の通りです。

- 第1期推薦締切日：平成21年2月27日（金）必着
（平成21年4月～平成21年7月留学期間開始者）
- 第2期推薦締切日：平成21年5月22日（金）必着
（平成21年8月～平成21年11月留学期間開始者）
- 第3期推薦締切日：平成21年9月25日（金）必着
（平成21年12月～平成22年3月留学期間開始者）

c. 渡日の時期

平成21年4月1日から平成22年3月15日までの間で、受入れ大学が指定する時期

